

# 特許・実用新案審査基準<sup>1</sup> 改訂案に対する意見案 分析 報告書

## 基本情報と検討範囲

### 必須情報（未提供の場合は「未指定」）

- ・改定案の全文または要旨：改訂案「新旧対照表」および「改訂案の概要」を確認（添付資料・公表資料）。<sup>2</sup>
- ・対象分野：特許・実用新案の審査運用（審査基準の記載・運用明確化）。<sup>3</sup>
- ・提出先：特許庁<sup>4</sup>（審査第一部調整課 審査基準室）。<sup>5</sup>
- ・提出期限：令和8年5月7日（木）（郵送は必着）。<sup>5</sup>
- ・利害関係者（想定される関係者）：個別指定は未指定（本報告書では、審査基準改訂に一般的に影響を受ける主体を「一般想定」として整理）。

### 資料と検討方法（一次情報優先）

本報告書は、以下の一次資料（公表資料）に基づき、(i)主要変更点の抽出、(ii)現行記載との対比、(iii)関連法令・判例との整合性確認、(iv)利害関係者影響とリスク、(v)条文（審査基準文言）修正案を作成しました。

- 意見募集要領・提出方法（経済産業省<sup>6</sup> / 特許庁サイト）<sup>5</sup>
- 改訂案の概要（PDF）<sup>7</sup>
- 改訂案 新旧対照表（PDF）<sup>8</sup>
- 審査基準専門委員会WG・配布資料（公表資料）<sup>9</sup>
- 関連法令（特許法・会社法：日本法令外国語訳DB）<sup>10</sup>
- 判例（「ソルダーレジスト（除くクレーム）」大合議判決：判断枠組み）<sup>11</sup>

## 改訂案の要旨と主要変更点

改訂案の「概要」上、改訂は大きく次の4群に整理されています。<sup>7</sup>

### 「除くクレーム」と進歩性（阻害要因）の明確化

改訂案は、「除くクレーム」について、“引用発明との重なりのみを除けば常に新規事項追加に該当しない”という誤解を生じさせる懸念に対応し、(i)が判断基準ではなく、通常許されることが多い具体例であることを明確化する方針です。<sup>12</sup>

また進歩性では、「阻害要因がある＝直ちに進歩性肯定」ではない点をより明示し、阻害要因の“程度の差”や、引用文献の明示課題に拘泥せず技術常識に基づく課題も考慮する旨を追記しています。<sup>13</sup>

### 外国語書面出願（翻訳文・誤訳訂正・分割等）の運用明確化

改訂案は、外国語書面出願について、

- 誤訳訂正書の濫用的利用（外国語書面の“ごく一部”だけ翻訳提出し、後に誤訳訂正書で大量追加）を例外として明示し、当該場合は誤訳訂正ではなく補正書同様に扱い「翻訳文新規事項」と判断する旨を新設（4.1.5）。<sup>14</sup>
- 分割出願等の実体的要件（要件2・要件3）について、原出願が外国語書面出願の場合の判断枠組みを明記

（「外国語書面の範囲内」かつ「翻訳文の範囲内（誤訳訂正許容範囲含む）」）。<sup>15</sup>

- 翻訳文提出前は「明細書等が存在しない」ため、補正時期に該当しない旨の根拠を追記。<sup>16</sup>

## 同日出願（特許法39条）に関する手続の円滑化

同一発明の同日出願で一部が未審査請求の場合、従前は「審査を進めることができない旨の通知」を行う運用が示されていたが、改訂案は、一定の場合に**特許庁長官名で協議を指令**する運用へ改めるなど、手続停滞を避ける方向です。<sup>17</sup>

## 拡大先願（特許法29条の2）における「出願人同一」判断の注意事項追記

「出願人同一」判断において、他出願に出願人名義変更届があれば考慮すること、また改称・一般承継（相続・合併・会社分割等）により、**届出がなくても承継効が生じ得る**点を注意事項として追記する案です。<sup>18</sup>

## 主要変更点と現行記載の対比表

以下は、改訂案「新旧対照表」および「概要」に基づき、主要な変更点を抽出し、現行記載との差分を要約したものです（詳細は各参照箇所を前提）。<sup>19</sup>

論点	改訂案（要旨）	現行（要旨）	実務上の含意（要点）	参照
出願時点 （時/日の確認）	審査官が「特許出願の時又は日」を <b>必ず</b> 確認し、分割・変更等の「特殊出願」では実体的要件を踏まえた時点認定を明記（新設）。	明示的な「必ず確認」規定はなし（少なくとも改訂案は新設として提示）。	先願・拡大先願・同日出願・優先等の判断の前提となる「基準時」を審査手順に明記し、誤適用リスク（分割要件未充足の遡及等）を低減。	20
進歩性：総合評価の明確化	引用発明に接した当業者の課題把握（技術常識由来）も考慮、各要素は <b>有無だけでなく程度差</b> も踏まえる旨を追記。	“明示課題”中心に読める余地／程度差の明示が弱い。	審査理由の説得力（論理付け）向上。他方、審査官の裁量説明責任も増すため、記載の具体化が重要。	21
進歩性：阻害要因	阻害要因があっても <b>程度差</b> があること、阻害要因があっても論理付けが十分なら進歩性否定もあり得る旨を明確化。	阻害要因の位置づけが「進歩性肯定に働く要素」として強く読まれ得る。	「阻害要因＝免罪符」的誤解を抑止し、総合判断へ回帰。	22
新規事項：除くクレーム（総論）	「除くクレーム」でも <b>新たな技術的事項を導入しない限り許容</b> と明記し、(i)(ii)は通常許容されることが多い「具体例」と位置づけ、(i)非該当でも直ちに不可ではない旨を補う。	(i)(ii)が「例外的取扱い」の趣旨で運用され、(i)＝判断基準と誤解される懸念の指摘。	出願人・審査官双方の誤解を抑え、ソルダーレジスト判決の趣旨（“例外扱い”ではなく、新規事項導入の有無で判断）に沿う整理へ。	23

論点	改訂案（要旨）	現行（要旨）	実務上の含意（要点）	参照
新規事項： 除くクレーム（(i)の前提・留意）	(i)の前提として「出願当初から技術的思想として含まれることが到底想定されない」等の説明・留意事項を追記し、進歩性主張を伴う場合には新規事項導入の有無に留意する旨。	旧来の(i)説明や注記が「例外扱い」・「進歩性」論点と混線し得る。	“新規事項”と“進歩性”の境界が不明確になる副作用リスク。説明要求が過剰に運用される懸念もある（後述の改善提案で対応）。	24
外国語書面：補正できる時期（4.2）	翻訳文提出前は「明細書等が存在しない」ため補正時期に該当しない旨の根拠を追記。	外国語書面出願でも補正時期は通常出願と同じ、と読める整理が中心。	翻訳提出前の補正可否の誤解を抑止し、分割・変更等の実体要件判断とも整合。	25
外国語書面：誤訳訂正の濫用（4.1.5新設）	“ごく一部翻訳→誤訳訂正で大量追加”は濫用であり許されず、補正書同様に扱い「翻訳文新規事項」と判断する旨を新設。	誤訳訂正書提出時は原文新規事項のみ判断する運用が前提で、濫用類型の明示が弱い。	日本語開示を限定しつつ補正根拠を広げる“抜け道”抑止。反面、「ごく一部」「多くの部分」の外延が不明確だと萎縮効果・争い増加。	26
外国語書面：分割要件（要件2/3）	要件2の「範囲内」を「外国語書面の範囲内」かつ「翻訳文の範囲内（誤訳訂正許容含む）」と読み替える等、判断枠組みを明確化。要件3についても誤訳訂正が絡む場合の取扱いを整理。	外国語書面出願の分割における要件2/3の具体的判断が不十分との問題意識。	分割の遡及効果（原出願時にしたもののみならず）との整合を高め、第三者予見可能性を改善。	27
同日出願：一部未審査請求	一定の場合に「審査不能通知」ではなく、協議指令や拒絶査定を可能にする運用へ変更。	未審査請求が残ると協議指令できず、審査停滞の余地。	手続停滞を解消し、出願人・第三者の予見可能性を高める。	28
拡大先願：出願人同一	出願人名義変更届・改称・一般承継（会社分割等）を考慮し得る旨を注意事項追記。	表示一致中心に読まれ得る。	不要な拒絶の回避（特に組織再編）と、審査官側の確認負荷増のトレードオフ。	29

## 関連法令・ガイドライン・判例との整合性チェック

### 新規事項（特許法17条の2第3項）と「除くクレーム」

特許法は、明細書等補正について「当初明細書等に記載した事項の範囲内」でなければならない（新規事項追加禁止）旨を定めています。<sup>30</sup>

「除くクレーム」については、知的財産高等裁判所<sup>31</sup> 大合議判決（いわゆるソルダーレジスト事件）において、「記載した事項」とは当業者が明細書等全体から導かれる技術的事項であり、補正が新たな技術的事項を導入しない限り範囲内と解し得る旨の枠組みが示されています。<sup>11</sup>

改訂案が、「除くクレーム」も含めて最終的には新規事項導入の有無で判断する方向を強めている点は、この判例枠組みに整合的です（“例外扱い”の固定化を避ける趣旨）。<sup>32</sup>

一方で、改訂案の留意事項には、出願人側に一定の説明を「求められる」との記載が入り得ます。<sup>33</sup>ここは法令上の形式要件というより、**審査上の説得（釈明）としての位置づけ**であることを、運用上も明確にしないと、判例が求める「新規事項導入の有無」判断から逸脱（“説明が不十分だから不可”）する誤作動が生じ得るため、後述の改善提案で文言調整を提案します。

## 外国語書面出願（特許法36条の2・出願公開64条）と誤訳訂正濫用対策

外国語書面出願は、一定期間内に翻訳文を提出しない場合「みなし取下げ」となる制度設計であり、提出された翻訳文は明細書等とみなされます。<sup>34</sup>

また出願公開は、外国語書面出願の場合、翻訳文に加え外国語書面等に記載した事項も特許公報に掲載される（64条2項）構造です。<sup>35</sup>

改訂案4.1.5は、こうした制度趣旨（日本語での開示と第三者予見可能性の確保）を踏まえ、“**部分翻訳で期限を潜り抜け、日本語開示を限定しつつ、外国語書面全体を根拠に後出し補正する**”運用を「趣旨に明らかに反する」と位置づけています。<sup>36</sup>

この方向性自体は、制度の対価関係（出願公開による開示 ↔ 出願人の権利・第三者の予見可能性）に整合的です。<sup>37</sup>

ただし、法令上「翻訳文がどの程度で“提出”と言えるか」「ごく一部の外延」は条文自体から一義に導けず、審査基準記載での明確化が実務安定性に直結します（後述の改善提案で閾値・判断要素の明示を提案）。<sup>38</sup>

## 同日出願（特許法39条）と協議指令の運用

特許法39条2項は、同日出願の同一発明について「協議により定めた一の出願人のみ」が特許を受け得る旨を規定します。<sup>39</sup>

改訂案が、同日出願の一部未審査請求で手続が停滞する状況を減らすため、協議指令や拒絶査定を整理することは、条文趣旨（1発明1権利、調整の促進）と整合的です。<sup>28</sup>

## 会社分割等（会社法）と出願人同一判断

会社分割は、効力発生日に権利義務を承継させる一般承継として設計されています。<sup>40</sup>

改訂案が、会社分割等の一般承継は届出がなくとも効力が生じ得ることを前提に、「出願人同一」判断で形式一致だけに拘らない注意事項を追記する点は、会社法の承継構造と整合的です。<sup>29</sup>

## 利害関係者別の影響分析と懸念点

以下は、利害関係者の「個別指定：未指定」を前提に、一般的に影響を受ける主体を整理したものです（対象は網羅ではありません）。

利害関係者 (一般想定)	期待される正の影響	想定される負の影響／懸念	実務対応の方向性
出願人（国内企業・個人）	除くクレームの位置づけ明確化により、補正戦略の予見可能性向上。 <sup>41</sup>	(i)類型の前提説明・留意事項が“実質要件化”すると、補正負担・反論負担が増える懸念。 <sup>33</sup>	どの情報を出せば足りるか（課題・技術常識・除外事項の位置づけ）を定型化。

利害関係者 (一般想定)	期待される正の影響	想定される負の影響／懸念	実務対応の方向性
代理人（弁理士・企業知財部）	外国語書面・分割要件の明確化で、手続選択のリスクが下がる。 <sup>42</sup>	「ごく一部」翻訳の線引き不明確だと萎縮・追加コスト。 <sup>36</sup>	翻訳提出のQC、提出前レビュー、誤訳訂正の理由付け資料整備。
審査官	誤解が生じやすい領域（除くクレーム／阻害要因／同日出願停滞）の運用指針が明確化。 <sup>43</sup>	会社分割等を含む「実質判断」要求で確認コスト増。 <sup>44</sup>	受理可能な証拠類型・確認手順の内部標準化、審査メモのテンプレ化。
第三者（競合・クリアランス実施者・情報提供者）	外国語出願で日本語開示が限定される抜け道抑止により予見可能性向上。 <sup>37</sup>	除くクレームが繰り返されると、権利範囲の確定が遅れ事業判断が困難という現場の指摘。 <sup>45</sup>	早期ウォッチと情報提供のタイミング最適化。審査基準の明確性運用の徹底が鍵。
海外出願人（外国語書面利用者）	ルール明確化で制度濫用との線引きが示される。 <sup>46</sup>	“部分翻訳”の扱いが不明確だと、言語・手続慣行差により不利益を受ける懸念。 <sup>47</sup>	「提出すべき翻訳の範囲」ガイダンス（例示）を要請。
産業界団体・ユーザー委員会	誤解払拭と予見可能性向上への政策的整合。 <sup>48</sup>	進歩性・新規事項の境界混線が起きると、審査の一貫性が損なわれる懸念。 <sup>33</sup>	Q&A・事例追加（審査ハンドブック含む）の充実を意見として提案。

## 懸念点（論点別の明示）

- ・「除くクレーム」について、過去WGでも、(i)が判断基準ではないこと、(i)非該当でも直ちに不可ではないことを明確化する必要が整理されています。<sup>49</sup>
- ・第三者からは、除くクレーム補正が繰り返されると審査が長期化し、事業判断が困難になるという実務上の問題が指摘されています（予見可能性）。<sup>45</sup>
- ・外国語書面の4.1.5は制度趣旨に沿う一方、「ごく一部」等の不明確さが残ると、適法な誤訳訂正まで萎縮させるおそれがあります。<sup>36</sup>

## 具体的な改善提案（条文修正案・代替案）と期待効果

ここでの「条文修正案」は法令改正ではなく、**審査基準（改訂案）文言の修正提案**です。前提として、改訂案が目指す誤解払拭・濫用抑止・手続円滑化の方向性は概ね妥当と評価しつつ、誤作動リスクを減らすための提案を行います。<sup>50</sup>

### 除くクレーム（新規事項）に関する提案

#### 提案A1：留意事項(1)の「説明要求」を“実質要件化”しない文言へ調整

- ・対象箇所：改訂案 3.3.1(4)(i) 留意事項(1)（「説明することが求められる」）<sup>33</sup>
- ・懸念：文言が強いと、運用上「説明が薄い＝新規事項」と短絡され、判例が示す“新たな技術的事項導入の有無”判断からズレるおそれ。<sup>11</sup>
- ・修正文案（例）
- ・現行改訂案趣旨を維持しつつ、次のように緩和・明確化：

- ・「出願人は…説明することが求められる」→  
「審査官が新たな技術的事項の導入の有無を判断するために必要と認める場合には、出願人は、課題、出願時の技術常識等に基づき、当該除外事項が出願当初から請求項に係る発明の技術的思想に含まれないことを合理的に説明することが望ましい。」
- ・期待効果：
- ・(i)が判断基準ではないという整理を維持しつつ、説明要求の“独り歩き”を抑止し、審査の予見可能性・一貫性を向上。 51

#### 提案A2：「到底想定されない」等の強い主観語を、判例枠組みに沿う客観語へ

- ・対象箇所：改訂案 3.3.1(4)(i) 前提説明（「到底想定されない」） 33
- ・懸念：強い表現は、出願人側に“反証困難（いわゆる悪魔の証明）”型の負担を感じさせ、適法な補正まで萎縮させるリスク。
- ・代替文案（例）
- ・「到底想定されない」→「当業者が当初明細書等全体及び出願時の技術常識に照らして、通常は技術的思想として含まれないと理解できる」
- ・期待効果：
- ・判例が採る「当業者が明細書等全体から導く技術的事項」基準との整合を強め、説明負担の過度化を抑える。 11

#### 提案A3：進歩性との混線防止のため、留意事項(2)に“判断順序”を明記

- ・対象箇所：改訂案 3.3.1(4) 留意事項(2)（除く補正で進歩性主張を伴う場合） 52
- ・問題：新規事項の判断と進歩性の判断が相互に“根拠”として循環すると、論理が不安定になる。
- ・修正文案（例）
- ・「まず新規事項（当初技術的事項からの逸脱）の有無を判断し、その上で（必要に応じ）進歩性判断における主張・効果の評価を行う」旨を補足。
- ・期待効果：
- ・審査理由の論理構造が安定し、出願人・第三者双方の理解可能性が高まる。

### 進歩性（阻害要因）に関する提案

#### 提案B1：阻害要因(2)の「引用発明適格性欠如」運用に、過度な排除を避ける注記

- ・改訂案は、引用文献中の記載が容易想到を妨げるほどであれば引用発明適格性を欠く一方、総合評価で論理付け可能なら適格性を有し得る旨を示します。 53
- ・提案：
- ・(2)に、「適格性欠如」の判断は慎重に行い、“阻害っぽい記載がある＝即排除”にならないよう、(1)同様に“程度差”を明記する脚注を追加。
- ・期待効果：
- ・引用発明認定の安定化と、拒絶理由通知の説得力向上。

### 外国語書面出願（4.1.5・分割要件）に関する提案

#### 提案C1：「ごく一部」「多くの部分」を、定性的でもよいので判断要素として列挙

- ・対象箇所：新設4.1.5（部分翻訳→誤訳訂正で大量追加） 46
- ・懸念：“ごく一部”が不明確だと、適法な誤訳訂正・翻訳補充まで萎縮、争い増加。
- ・修正文案（例：判断要素の明示）
- ・「ごく一部」該当性は、例えば次の事情を総合考慮する旨を追記：
  - (a) 翻訳提出物が明細書の主要部（課題・解決手段・実施形態等）を実質的に包含するか
  - (b) 翻訳漏れが、単なる軽微な欠落（誤字脱字・一部段落欠落）か、体系的欠落か

- (c) 追加された翻訳部分が、出願公開により第三者に日本語で開示されるべき技術内容の中心か
- (d) 手続経過（提出期限直前の提出、公開後の大量追加等）
- 期待効果：制度趣旨（日本語開示と第三者予見可能性）を守りつつ、運用の恣意性を抑える。 54

#### 提案C2：4.1.5適用時の「手続的セーフガード」を明記（濫用と単純ミスの峻別）

- 根拠状況：外国語書面出願は期限内に翻訳提出が必要で、未提出はみなし取下げとなる。 55
- 提案：
  - 4.1.5に、「濫用の意図が明らかの場合」を対象とする趣旨を明示し、軽微な欠落・手続ミスについては、可能な範囲で通常の補正・釈明手続（提出物不足への照会等）で整理する運用を補足（審査官通知等の活用）。
- 期待効果：濫用抑止と正当利用保護のバランス確保。 56

#### 同日出願（協議指令）に関する提案

##### 提案D1：協議指令の標準フローを、図示（フローチャート）とともに要約版も公表

改訂案は、協議指令の要否が審査請求の有無など複数条件で分岐するため、理解コストが高い構造です。 57

- 提案：審査基準本文に加え、“ユーザー向け一枚紙”（審査ハンドブック等）で分岐表・Q&Aを併記（WGでも事例追加方針が示唆）。 58

- 期待効果：出願人の対応の迅速化、手続停滞の低減。

##### 同日出願の改訂フロー（理解補助）

（改訂案の趣旨：未審査請求が混在しても、可能な範囲で協議指令・審査を進め、停滞を減らす） 43

flowchart TD

```

A[同一発明の同日出願が存在] --> B{全て審査請求済み?}
B -->|Yes| C[特許庁長官名で協議指令\n(必要に応じ他拒絶理由も同時通知)]
B -->|No| D{第39条以外の拒絶理由あり?}
D -->|Yes| E[他拒絶理由の審査を進める\n(一定条件で拒絶査定も可)]
D -->|No| F[協議指令により手続を前進\n(改訂案で運用改善)]
C --> G{協議結果届出あり?}
G -->|Yes| H[協議で定めた出願→審査継続/特許査定\n外れた出願→第39条拒絶]
G -->|No| I[協議不成立みなし→第39条拒絶]
  
```

#### リスク評価と対応策

改訂案は全体として「誤解の解消」「濫用抑止」「停滞解消」を狙う設計ですが、文言・運用の微妙な差で副作用も生じ得ます。以下に主要リスクと対応策を整理します。 59

リスク	想定シナリオ	影響	対応策（提案を含む）
説明要求の実質要件化	除くクレームで「説明が薄い」ことを理由に新規事項扱い	出願人の萎縮、審査の不統一、争い増	留意事項文言を「必要な場合に望ましい」へ（提案A1）。判断枠組み（新規事項導入の有無）を優先。 60

リスク	想定シナリオ	影響	対応策（提案を含む）
新規事項と進歩性の混線	“進歩性が改善した→新規事項”と短絡	論理循環・不透明な拒絶理由	判断順序・評価の切り分けを注記（提案A3）。
4.1.5の外延不明確	“ごく一部”該当性が担当審査官でブレる	予見可能性低下、外国出願人の不利益	判断要素の列挙・事例提示（提案C1）。 <sup>36</sup>
正当な誤訳訂正の萎縮	軽微な翻訳漏れも濫用扱いと誤解	実務負担増、制度利用低下	濫用と単純ミス峻別の峻別（提案C2）。
手続停滞の残存	同日出願で分岐が複雑で、運用が現場に浸透しない	従前同様に長期停滞	標準フローの周知（図・Q&A）、テンプレ通知整備（提案D1）。 <sup>61</sup>
第三者予見可能性の不足	除くクレーム補正が繰り返され、権利化が長期化	事業判断困難（第三者から指摘）	明確性運用と情報提供活用、事例追加で補正限界を周知。 <sup>49</sup>
出願人同一の実質判断負担	会社分割等の確認が個別事案で困難	審査遅延・判断ブレ	証拠類型の明示（登記情報等）と、届出促進の手続案内。 <sup>62</sup>

## 意見書案（行政向けフォーマット想定）

以下は、提出先が特許庁である場合を想定した「意見書」案です（提出先の個別指定は未指定だが、本件は意見募集要領により特許庁宛提出が想定されるため、それに合わせた体裁）。<sup>5</sup>

### エグゼクティブサマリー

本意見は、特許庁が公表した「特許・実用新案審査基準」改訂案について、主要変更点、法令・判例整合、利害影響、改善提案を整理したものです。<sup>63</sup>

結論として、改訂案が掲げる「誤解解消（除くクレーム・阻害要因）」「制度趣旨の確保（外国語書面の濫用抑止）」「手続停滞の解消（同日出願）」は概ね妥当であり、改訂の方向性に賛同します。<sup>50</sup>

他方で、(i)除くクレームに関する“説明要求”が実質要件化するリスク、(ii)外国語書面4.1.5における「ごく一部」の不明確さ、(iii)新規事項判断と進歩性判断の混線リスクが残ります。<sup>64</sup>

これらを低減するため、審査基準文言の微修正（提案A1/A2/A3/C1/C2）と、ユーザー向け補助資料（フロー・Q&A・事例）の併用公表を提案します。<sup>65</sup>

### 意見書本文（案）

#### 意見提出者情報

- ・氏名：未指定
- ・職業：未指定
- ・住所：未指定
- ・連絡先：未指定

#### 意見の対象

- ・「特許・実用新案審査基準」改訂案（新旧対照表・概要に基づく）。<sup>2</sup>

## 総論

1. 改訂案が、除くクレームに関し、(i)を判断基準として誤解することを抑止し、最終的に新規事項導入の有無で判断する枠組みを明確化する点は、判例の枠組みとも整合的であり評価する。<sup>66</sup>
2. 外国語書面出願における部分翻訳+誤訳訂正の濫用対策（4.1.5新設）は、翻訳提出期限・出願公開制度の趣旨（日本語開示による第三者予見可能性）を確保する観点から評価する。<sup>54</sup>
3. 同日出願の一部未審査請求で手続が停滞する事態を減らす改訂は、出願人・第三者双方の予見可能性向上に資する。<sup>43</sup>

## 各論：改善提案

### 除くクレーム（新規事項）について

- ・改訂案の留意事項における「説明することが求められる」との表現は、運用上“実質要件化”するおそれがあるため、「審査官が必要と認める場合」「望ましい」等の文言に修正し、判断があくまで新規事項導入の有無に基づくことを明示されたい（提案A1）。<sup>67</sup>
- ・(i)の前提説明の「到底想定されない」等の強い表現は、当事者負担を過度に感じさせ得るため、当業者基準に沿った客観表現への調整を提案する（提案A2）。<sup>68</sup>
- ・進歩性主張との関係は、判断順序（新規事項→進歩性）を注記し、論理循環を避ける整理を提案する（提案A3）。<sup>52</sup>

### 進歩性（阻害要因）について

- ・阻害要因の“程度差”明記は妥当。加えて、阻害要因(2)の引用発明適格性欠如の運用が過度に拡張されないよう、(1)同様に程度差・総合評価を強調する注記の追加を提案する（提案B1）。<sup>53</sup>

### 外国語書面出願（4.1.5等）について

- ・4.1.5の「ごく一部」「多くの部分」は外延が不明確であるため、判断要素（主要部の包含、欠落の態様、手続経過等）を列挙し、適用範囲の予見可能性を高められたい（提案C1）。<sup>36</sup>
- ・軽微な翻訳漏れ・誤送信等の単純ミスまで萎縮させないよう、濫用類型に限定する趣旨（セーフガード）を注記されたい（提案C2）。<sup>69</sup>

### 同日出願の協議指令運用について

- ・分岐が複雑であるため、フロー図・Q&A・標準通知文などのユーザー向け補助資料を併せて公表し、運用の一貫性を高められたい（提案D1）。<sup>43</sup>

## 結語

上記提案は、改訂案の目的（誤解解消・濫用抑止・手続円滑化）を維持しつつ、運用の副作用（不明確性・実質要件化・萎縮）を抑えるためのものである。審査の予見可能性を高め、出願人・第三者双方の利害調整に資する観点から、文言修正および補助資料整備を検討されたい。<sup>70</sup>

---

<sup>1</sup> <sup>2</sup> <sup>5</sup> <sup>48</sup> <sup>63</sup> [https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260408\\_tokkyo-shinsakijun.html](https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260408_tokkyo-shinsakijun.html)

[https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260408\\_tokkyo-shinsakijun.html](https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260408_tokkyo-shinsakijun.html)

<sup>3</sup> <sup>6</sup> <sup>7</sup> <sup>12</sup> <sup>13</sup> <sup>14</sup> <sup>15</sup> <sup>16</sup> <sup>17</sup> <sup>18</sup> <sup>19</sup> <sup>21</sup> <sup>22</sup> <sup>23</sup> <sup>28</sup> <sup>31</sup> <sup>41</sup> <sup>43</sup> <sup>50</sup> <sup>59</sup> <sup>66</sup> <sup>70</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000312219>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000312219>

4 8 20 24 25 26 27 29 32 33 36 37 38 42 44 46 47 52 53 54 57 61 62 64 67 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000312218>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000312218>

9 45 49 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/index/18\\_gijiroku.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/index/18_gijiroku.pdf)

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/index/18\\_gijiroku.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/index/18_gijiroku.pdf)

10 30 34 35 39 55 69 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4097>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4097>

11 60 <https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10563.pdf>

<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10563.pdf>

40 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/2052>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/2052>

51 58 65 68 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/19-shiryou/003.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/19-shiryou/003.pdf)

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/19-shiryou/003.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/19-shiryou/003.pdf)

56 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/19-shiryou/004.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/19-shiryou/004.pdf)

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/document/19-shiryou/004.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/19-shiryou/004.pdf)